

毎週火、金曜日発行(但休日、日曜日は翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇規則 本庁における直払の支払手続に関する規則
一 鳥取県会計規則等の一部を改正する規則

規則

本庁における直払の支払手続に関する規則をここに公布する。

昭和三十九年四月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十八号

本庁における直払の支払手続に関する規則

(この規則の趣旨)

第一条 本庁における直払の支払手続については、この規則の定めるところによる。

(直払の原則)

第二条 出納長は、直払による支払をしようとするときは、債権者を確認のうえ、領収書を徴し、指定金融機関をして支払をさせなければならない。

(支払の通知)

第三条 前条の支払をさせるため出納長から指定金融機関に対する通知は、支出仕訳書により行なうものとする。

(指定金融機関の支払)

第四条 指定金融機関は、前条の通知により支払をしようとするときは、支出仕訳書の証票と債権者を確認のうえ支払をし、支出仕訳書に支払済の印を押さなければならない。この場合において、証票は、切り離し、指定金融機関の支払伝票として整理しなければならない。

(口座振替による支払)

第五条 出納長は、債権者から口座振替による支払の申し出があつたときは、その旨を支出仕訳書の証票に記載する。

入しなければならない。

(支払後の整理)

第六条 指定金融機関は、毎日、現金出納締切後支払伝票により支払合計表(様式第一号)を作成し、支出仕訳書に添えて出納長に送付しなければならない。

(小切手の振出し等)

第七条 出納長は、前条により送付を受けた支払合計表を支出仕訳書により確認したうえ、口座別、年度別及び会計別に区分し、指定金融機関を受取人とする小切手を振り出し、又は公金振替書を発行しなければならない。

(小切手振出し等の確認)

第八条 出納長は、前条の規定により小切手を振り出したとき又は公金振替書を発行したときは、小切手等振出簿(様式第二号)により指定金融機関に交付し、毎日、その結果を確認しなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第一号 (B列6号)

支払合計表

年度

年月日

| 会計区分 | 支払金額 | 件数 | 銀行相印 当職員 印 | 会計職員 確認 印 | 備考 |
|------|------|----|------------------|-----------------|----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

備考 会計区分は一般会計、各特別会計別、歳入歳出外現金の口座別、会計の各欄を設ける。

様式第二号 (B列4号)

小切手等振出簿

| 副出納長 | 密長補佐 | 収文係長 | | | 直 扱 | 隔 地 扱 | | 年 月 日 | 備考 |
|------|------------|----------------|----------|------------|----------------|-------|----|-------|----|
| | | 直 | 隔 | 合 | | 計 | | | |
| 会計区分 | 直 | | | 隔 | | 合 | | 備考 | |
| | 小切手 振出額 | 銀行 振込 件数 | 公振 替額 | 小切手 振出額 | 銀行 振込 件数 | 支 払 額 | 件数 | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | | | | |

備考 会計区分は様式第一号と同じ。

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県会計規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十九年四月一日

鳥取県規則第二十九号 鳥取県会計規則等の一部を改正する規則 (鳥取県会計規則の一部改正)

第一 鳥取県会計規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「秘書課」を「秘書課、企画室」に改める。

（鳥取県物品事務取扱規則の一部改正）

第二条 鳥取県物品事務取扱規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「議会議務局」を「企画室、議会議務局」に改め、同条第二項第一号中「本庁各課」を「本庁各課、企画室」に改め、「。ただし、秘書課にあつては、庶務係長の職にある者。」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便 発行日 火、金

印 行 者 鳥取県鳥取市東町一丁目
所 鳥取県鳥取市粟谷町
鳥取県鳥取市粟谷町 印刷所
【定価 毎月二五〇円（送料別）】